明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（総務九一）　一
○関税法施行規則及び電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令（財務六二）　三
〔告　示〕
○地方税法第二十五条第一項第一号に規定する非課税独立行政法人を指定する件の一部を改正する件
（総務四五〇）　四
○特別とん譲与税法第一条第一項の市町村を指定する等の件の一部を改正する件（同四五一）　四
○特別とん譲与税法施行規則第二条の規定による平成二十一年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる開港所在市町村ごとの率を定める件
（同四五二）　四
○航空機燃料譲与税法第一条第二項の市町村を指定する件の一部を改正する件（同四五三）　四
○労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（厚生労働四一九）　一〇
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同四二〇）　一〇
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件
（同四二一）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付関係　一四
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
独立行政法人平和祈念事業特別基金
平成二十事業年度財務諸表、独立行政法人土木研究所役員の任命、独立行政法人都市再生機構、本州四国連絡高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、型式住宅部分等製造者の認証、企業年金基金変更、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・氏名変更、平成二十年度共済組合決算（法務省・厚生労働省・国家公務員共済組合連合会）関係　一六
地方公共団体
公示送達関係　二三
会社その他
会社決算公告　二三

省令

○総務省令第九十一号

航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）第二条第三項及び第二条の二第三項の規定に基づき、航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月二十五日

総務大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令

航空機燃料譲与税法施行規則（昭和四十七年自治省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「佐渡空港」の下に「、静岡空港」を加える。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の別表第二の規定は、平成二十一年度以後の年度分の航空機燃料譲与税について適用し、平成二十年度分までの航空機燃料譲与税については、なお従前の例による。

○財務省令第六十二号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十三条及び予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、関税法施行規則及び電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月二十五日

財務大臣臨時代理
国務大臣　菅　直人

関税法施行規則及び電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令

（関税法施行規則の一部改正）

第一条　関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

別紙第2号書式備考4中「納付書・領収証書及び領収控の順に」を「領収控及び納付書・領収証書の順に連続して」に改める。

（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部改正）

第二条　電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「及び東京税関東京外郵出張所に設置される電子計算機と国税収納命令官等の所在する官署に設置される電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織」を削る。

別紙第1号の2書式備考及び別紙第1号の3書式備考中「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行規則」を「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則」に改める。

別紙第1号の4書式を次のように改める。